

三重県総合評価方式の運用ガイドライン 及び 技術資料様式等（令和4年度版）改正概要（お知らせ）

令和4年5月16日

三重県が総合評価方式により発注する建設工事において、運用ガイドライン及び技術資料様式等を令和4年6月より、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

1 主な改正内容

(1) 工事成績

申告できる評定点の対象から、旧検査基準により採点された工事が全て外れることから、旧評定点を含む場合の補正や計算例に関する記述を削除します。

対象工事：建設工事（土木一式工事、土木一式工事(若手技術者登用試行)、舗装工事）

(2) 企業の技術力等

建築設備工事（電気工事の）企業の技術力等の評価項目において、「登録基幹技能者配置」を追加します。当該現場作業に、登録電気工事基幹技能者を従事させる場合に評価します。（5点）

対象工事：建設工事（建築設備工事(電気工事)）

(3) 三重県総合評価方式評価項目事前確認登録制度の対象評価項目の追加

令和4年6月1日より、評価項目事前確認登録制度で対象評価項目を追加（赤文字の項目）することに伴い、運用ガイドラインの記載も改めます。

現行	改正
①次世代育成支援活動実績	①次世代育成支援活動実績
②男女共同参画活動実績	②男女共同参画活動実績
③環境マネジメントシステムの認証 （ISO14001、M-EMS）	③障がい者雇用実績
④品質マネジメントシステムの認証 （ISO9000S）	④環境マネジメントシステムの認証 （ISO14001、M-EMS）
⑤労働安全衛生マネジメントシステムの認証 （建設工事のみ）	⑤人権に関する取組実績
	⑥品質マネジメントシステムの認証 （ISO9000S）
	⑦労働安全衛生マネジメントシステムの認証 （建設工事のみ）
	⑧申告工事成績点 （建設工事の土木一式工事及び舗装工事）

2 適用時期

令和4年6月1日以降の公告及び指名通知から適用します。

※評価項目事前確認登録の詳細な内容や申請手続き等は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【お問い合わせ先】三重県 県土整備部 公共事業運営課
総合評価班 電話 059-224-2696